**諫早市ふるさと納税（応援寄附）特産品等　募集要項**

**１　目　的**

**ふるさと納税の促進と本市の魅力や地元特産品等のＰＲ等を行うため、本市へふるさと納税をしていただいた方へ、お礼の品として贈呈する地元特産品等の募集を行います。**

**２　特産品等提供事業者の応募要件**

1. **市内に事業所がある法人や個人事業者**
2. **代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないこと。**
3. **市税の滞納がないこと。**
4. **電子メールの送受信が可能なインターネット環境を有していること。**

**３　募集する特産品等**

**《特産品》**

1. **諫早市を懐かしんでいただける商品や本市のイメージアップにつながるような商品等であること。**
2. **市内で栽培、製造、加工などが行われているもの。**
3. **飲食物の場合は、出荷後５日間程度の賞味期限が保障されるもの。**

**《体験型サービス》**

**① 市内にて体験型サービスが提供されること。**

**② 市内の地域資源を利用していること。**

**③ 市の魅力が感じられるもので、市の産業振興又は観光振興に寄与するものであること。**

**④ 寄附者に対して、その体験型サービスが受けられるサービス利用券等を発行し、有効期限を設けること。**

**４　発送体制**

**本市からのお礼の気持ちを伝える品として贈呈するものであるため、下記の点には十分ご注意下さい。**

1. **食品表示法、著作権法等、関係法令を順守し、違反していない特産品であること。**
2. **発送時の数量管理及び品質チェックは責任を持って行うとともに、申込み後は遅滞なく発送すること。**

**５　申し込み方法**

**別紙「特産品提供事業者参加申込書」又は「体験型サービス提供事業者参加申込書」に必要事項を記入し、諫早市ふるさと納税推進室へ提出してください。**

**本市が業務委託している「****㈱ＧＯＯＤ ＰＯＩＮＴ」から連絡（ＴＥＬ・訪問等）がありますので、以降の手等については、「㈱ＧＯＯＤ ＰＯＩＮＴ」と打ち合わせていただきます。**

**６　その他**

**・お礼品の画像等の情報については、諫早市ふるさと納税推進の広報活動に使用させていただきます。なお、画像の権利が第三者に帰属する場合は、必ず特産品等提供事業者様において必要な権利の許諾を受けてください。**

**・特産品等の出品については、特産品等提供事業者様に手数料等の費用は一切かかりません。**

**・特産品等の品質、発送等に関して寄附者から苦情があった場合は、真摯に対応し、早期解決に努めてください。**

**・市は、登録された事業者が本要項２～４に定める要件に適合しなくなったと認める場合、その登録を取り消すことがあります。**

**○申し込み先**

**諫早市企画財務部ふるさと納税推進室**

**〒854-8601　諫早市東小路町7番1号**

**Tel : 0957-22-1500　　Fax : 0957-27-0111**

E-mail : furusatonouzei@city.isahaya.nagasaki.jp